

奈良市公報

号外第 2 号

平成 17年 2月 28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次	
告 示	
一般競争入札の実施 (2 件)	1
道路の位置指定	10
生活保護法の規定による施術者の指定	10
放置自転車等の保管	10
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約	10
放置自転車等の保管	12
奈良市排水設備指定工事店の指定取消し	13
奈良市排水設備指定工事店の指定	13
放置自転車等の保管	13
開発行為に関する工事の完了	13
放置自転車等の保管 (2 件)	13
結核指定医療機関の指定辞退	14
結核指定医療機関の指定	14
大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要綱 ...	14
認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	16
道路の位置指定	16
住居番号の変更	16
放置自転車等の保管	16
道路の位置指定	17
放置自転車等の保管	17
市営住宅空家入居者の募集	17
コミュニティ住宅空家入居者の募集	17
放置自転車等の保管	17
開発行為に関する工事の完了	17
町の名称の変更	18
町の区域及び名称の変更	18
監 査	
監査の結果に基づいて講じた措置の公表	18
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	19
消 防	
奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令	21
選 挙 管 理 委 員 会	
選挙人名簿からの抹消	21
選挙人名簿からの抹消の取消し	22
農 業 委 員 会	
奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程	22

告 示

奈良市告示第 27号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和 22年政令第 16号) 第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和 40年奈良市規則第 43号) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 1月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 市立奈良病院外来診療棟等整備工事
- (2) 工事場所 奈良市東紀寺町一丁目 50番 1 号
- (3) 工 期 契約の日から平成 18年 2月 28日まで
- (4) 工事概要

1 建築工事 一式

- (1) 外来診療棟改修工事
R C 造 3 階建 延床面積 19,951.02㎡
- (2) 昇降機棟増築工事
鉄骨造 3 階建 延床面積 128.49㎡

2 電気設備工事 一式

3 機械設備工事 一式

- (5) 予 定 価 格 349,880千円 (消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 234,419千円 (消費税及び地方消費税を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

4 社による特定建設工事共同企業体 (市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。) で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 16条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時

平成 17年 1月 17日から 2月 2日まで (奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成 17 年 2 月 3 日 午前 9 時 30 分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

- (2) 入札参加申請方法

平成 17 年 1 月 21 日から 1 月 24 日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

- (2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 1 月 25 日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

（平成 17 年 1 月 17 日揭示済）

奈良市告示第 28 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 1 月 17 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 入札に付する事項

J R 奈良駅周辺土地区画整理事業整備工事（その 4）

ほか 49 件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (2) 場所

告示日から平成 17 年 1 月 20 日までは入札控室、同月 21 日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 1月 20 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 2月 2日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 1月 21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）	参加資格	入札日
1	J R 奈良駅周辺土地区画整理事業整備工事（その 4）	三条本町地内	約 210 日間	奈良橿原線 L = 65.0m、W = 10.0m、三条本町線 L = 48.0m、W = 23.0m、歩行者専用道路 L = 3.0m、W = 6.0m、土工 一式、撤去工 一式、車道舗装工 一式、歩道舗装工 一式、街渠工 一式、区画線工 一式、道路植栽工 一式、宅地整地工 一式、照明灯設置工 一式、雑工 一式	予定価格 82,027千円 最低制限価格 54,958千円	土木一式工事の等級が A のすべての業者	（郵便入札） 平成 17年 2月 3日 午前 10時 00分
	近鉄西大寺駅北地区駅前広場暫定	西大寺栄町地内他	約 300 日間	駅前広場暫定整備工事 A = 1, 932.5㎡、土工 一式、舗装工（車道）A = 1, 683㎡、（歩道	予定価格 48,950千円 最低制限価格	土木一式工事の等級が A のすべての業者	（郵便入札） 平成 17年 2月 3日

2	整備工事) A = 418 ² 、街渠工 L = 145.9m、排水工 一式、交通安全施設工 一式、照明施設工 一式、区画線工 一式、撤去工 一式、雑工 一式	32,796千円		午前 10 時 30 分
3	水質改善下水道築造工事(公 6・単 14)法華寺町地内	法華寺町地内	約 60 日間	工事延長 L = 126.5m、H P 250mm管推進工 L = 119.5m S P 250mm管推進工 L = 8.5m、2号組立人孔設置工 4 箇所、1号組立人孔設置工 2 箇所、付帯工 一式(小口径泥水式推進工法・鋼管削進工法)	予定価格 41,618千円 最低制限価格 27,884千円	土木一式工事の等級が B のすべての業者	(郵便入札) 平成 17 年 2 月 3 日 午前 11 時 00 分
4	六条幼稚園流末排水改修工事	六条二丁目地内	約 60 日間	土工 一式、管渠工 一式、付帯工 一式	予定価格 14,392千円 最低制限価格 9,642千円	土木一式工事の等級及び区分が「C - 2」のすべての業者	平成 17 年 1 月 24 日 午前 9 時 30 分
5	水質改善下水道築造工事(単 17)大和田町地内	大和田町地内	約 60 日間	工事延長 L = 139.0m、200mm管布設工 L = 135.4m、1号組立人孔設置工 4 箇所、小口径汚水樹設置工 2 箇所、付帯工 一式	予定価格 9,624千円 最低制限価格 6,448千円	土木一式工事の等級及び区分が「D - 3」のすべての業者	平成 17 年 1 月 24 日 午前 10 時 00 分
6	交通安全施設整備工事(学園大和町二丁目地内登美ヶ丘中町線)	学園大和町二丁目地内	約 60 日間	工事延長 L = 125.0m、道路幅員 W = 10.0m、土工 一式、取壊工 一式、街渠工 一式、舗装工 一式、区画線工 一式、付帯工 一式(昼・夜間施工)	予定価格 8,279千円 最低制限価格 5,546千円	土木一式工事の等級及び区分が「D - 4」のすべての業者	平成 17 年 1 月 24 日 午前 10 時 30 分
7	水質改善下水道築造工事(公 5)法華寺町地内	法華寺町地内	約 60 日間	工事延長 L = 122.6m、N S - D I P 75mm管布設工 L = 122.6m、付帯工 一式	予定価格 5,862千円 最低制限価格 3,927千円	土木一式工事の等級及び区分が「E - 2」のすべての業者	平成 17 年 1 月 24 日 午前 11 時 00 分
8	道路改良工事(下狭川町地内下狭川線)	下狭川町地内	約 60 日間	工事延長 L = 37.6m、道路幅員 W = 5.0m、土工 一式、擁壁工 一式、防護工 一式、路面排水工 一式、舗装工 一式、構造物撤去工 一式	予定価格 4,998千円 最低制限価格 3,348千円	土木一式工事の等級及び区分が「E - 3」のすべての業者	平成 17 年 1 月 24 日 午後 1 時 20 分
9	交通安全施設整備工事(百楽園一丁目地内西部第 447 号線)	百楽園一丁目地内	約 60 日間	工事延長 L = 245.0m、道路幅員 W = 5.0m、土工 一式、取壊工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 5,680千円 最低制限価格 3,805千円	土木一式工事の等級及び区分が「E - 4」のすべての業者	平成 17 年 1 月 24 日 午後 2 時 30 分

10	河川災害復旧工事(単独)奈良阪町地内鹿川	奈良阪町地内	約 60日 間	工事延長 L = 16.5m、土工一式、護岸工 一式、撤去工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 4,70千円 最低制限価格 3,149千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-5」のすべての業者	平成 17年 1月 25日 午前 9時 00分
11	河川改修工事(大慈仙町地内前川)	大慈仙町地内	約 60日 間	工事延長 L = 62.4m、土工一式、水路工 一式、仮設工 一式、雑工 一式	予定価格 6,435千円 最低制限価格 4,31千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成 17年 1月 25日 午前 9時 50分
12	道路改良工事(佐紀町地内中部第 213号線)	佐紀町地内	約 60日 間	工事延長 L = 122.8m、道路幅員 W = 3.5m、土工 一式、擁壁工 一式、舗装工 一式、撤去工 一式	予定価格 4,39千円 最低制限価格 2,94千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-2」のすべての業者	平成 17年 1月 24日 午前 1時 20分
13	河川改修工事(興ヶ原町地内日ノ下川)	興ヶ原町地内	約 60日 間	工事延長 L = 34.0m、土工一式、水路工 一式、伐採工 一式、排水管工 一式、仮設工 一式	予定価格 4,608千円 最低制限価格 3,087千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-3」のすべての業者	平成 17年 1月 24日 午後 1時 40分
14	道路修繕工事(三条大路一丁目地内中部第 266号線)	三条大路一丁目地内	約 60日 間	工事延長 L = 65.0m、土工一式、排水工 一式、舗装復旧工 一式、付帯工 一式	予定価格 4,600千円 最低制限価格 3,082千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成 17年 1月 24日 午後 2時 50分
15	道路改良工事(大和田町地内西部第 718号線)	大和田町地内	約 60日 間	工事延長 L = 36.7m、土工一式、ブロック積工 一式、防護工 一式	予定価格 4,472千円 最低制限価格 2,996千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-5」のすべての業者	平成 17年 1月 25日 午前 9時 20分
16	水質改善下水道築造工事(公 7)八島町地内	八島町地内	約 60日 間	工事延長 L = 30.0m、V U 200mm管布設工 L = 28.1m、1号組立人孔設置工 2箇所、塩ビ製小口径汚水樹設置工 2箇所、付帯工 一式	予定価格 3,667千円 最低制限価格 2,456千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成 17年 1月 25日 午前 10時 10分
17	道路修繕工事(北椿尾町地内東部第 303号線)	北椿尾町地内	約 60日 間	工事延長 L = 60.0m、土工一式、土留工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,646千円 最低制限価格 2,442千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-2」のすべての業者	平成 17年 1月 24日 午前 1時 40分
18	道路修繕工事(秋篠町地内中部第	秋篠町地内	約 60日 間	工事延長 L = 129.6m、土工一式、擁壁工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,922千円 最低制限価格	土木一式工事の等級及び区分が「E-3」	平成 17年 1月 24日 午後 2時

	98号線)				2,62千円	のすべての業者	00分
19	道路修繕工事(八島町地内南部第353号線)	八島町地内	約60日間	工事延長 L = 87.0m、土工一式、排水工一式、舗装復旧工一式、付帯工一式	予定価格 3,692千円 最低制限価格 2,473千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成17年 1月24日 午後3時 10分
20	通学路整備工事(秋篠町地内中部第103号線)	秋篠町地内	約60日間	工事延長 L = 127.6m、幅員 W = 2.0m、土工一式、舗装工一式、柵工一式、付帯工一式	予定価格 2,742千円 最低制限価格 1,837千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-3」のすべての業者	平成17年 1月25日 午前10時 40分
21	交通安全施設整備工事(学園南一丁目地内西部第335号線)	学園南一丁目地内	約60日間	工事延長 L = 50.0m、道路幅員 W = 7.0m、排水工一式、床版工一式、取壊工一式、舗装工一式、付帯工一式	予定価格 2,301千円 最低制限価格 1,541千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-4」のすべての業者	平成17年 1月25日 午後1時 00分
22	河川修繕工事(窪之庄町地内新川支流)	窪之庄町地内	約60日間	工事延長 L = 41.3m、土工一式、水路工一式、付帯工一式、仮設工一式	予定価格 2,487千円 最低制限価格 1,666千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-5」のすべての業者	平成17年 1月26日 午前9時 30分
23	河川災害復旧工事(公災6号)和田町地内矢田原川	和田町地内	約60日間	復旧延長 L = 28.0m、環境保全型ブロック積工 S L = 2.35 ~ 3.58m、A = 71m ² 、構造物撤去工 V = 5 m ³	予定価格 2,890千円 最低制限価格 1,936千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-1」のすべての業者	平成17年 1月26日 午前10時 20分
24	道路修繕工事(六条一丁目地内中部第46号線)	六条一丁目地内	約60日間	工事延長 L = 24.0m、土工一式、土留工一式、舗装工一式、付帯工一式	予定価格 2,510千円 最低制限価格 1,681千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-2」のすべての業者	平成17年 1月26日 午前11時 10分
25	柏木緑地整備工事	柏木町地内	約40日間	土工一式、床版工一式、橋台工一式、付帯工一式	予定価格 1,934千円 最低制限価格 1,295千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-3」のすべての業者	平成17年 1月25日 午前11時 00分
26	河川災害復旧工事(公災8号)興隆寺町地内トヨ谷川	興隆寺町地内	約60日間	復旧延長 L = 15.0m、多自然型護岸工 S L = 2.24 A = 31 m ² 、小口止工(箇所) V = 1 m ³ 、工事用道路工(W = 3.0m) L = 115m	予定価格 1,815千円 最低制限価格 1,216千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-4」のすべての業者	平成17年 1月25日 午後1時 20分

27	通学路整備 工事（法華 寺町地内他 1箇所北部 第 498号線他 1路線）	法華寺 町地内 他 1 箇 所	約 30日 間	工事延長 L = 148.0m、幅員 W = 3.5m、柵工 一式	予定価格 1,899千円 最低制限価格 1,272千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 5」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午前 9時 50分
28	道路修繕工 事（高畑町 地内北部第 1号線）	高畑町 地内	約 60日 間	工事延長 L = 790m、歩道幅 員 W = 2.5m、舗装工 一式、 街渠工 一式、付帯工 一式	予定価格 1,986千円 最低制限価格 1,330千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 1」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午前 10時 40分
29	上池街区公 園整備工事	西九条 町一丁 目地内	約 30日 間	立入り防止柵設置工 一式、立 入り防止柵撤去工 一式	予定価格 1,656千円 最低制限価格 1,109千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 2」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午前 11時 30分
30	河川災害復 旧工事（公 災 7 号） 杣 ノ川町地内 杣ノ川	杣ノ川 町地内	約 60日 間	復旧延長 L = 20.0m、環境保 全型ブロック積工 S L = 1.68 ~ 2.35m、A = 34㎡	予定価格 1,473千円 最低制限価格 986千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 3」 のすべての業 者	平成 17年 1月 25日 午前 11時 20分
31	第 10号市営 住宅建替工 事（A - 4 工区）	古市町 地内	約 210 日間	建築主体工事 一式、外構整備 工事 一式、構造 鉄筋コンク リート造 2 階建 2 戸 1 棟、建築 面積 104.34㎡、延床面積 149.94㎡	予定価格 28,283千円 最低制限価格 18,949千円	建築一式工事 の等級が「C」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午後 1時 00分
32	第 10号市営 住宅建替工 事（A - 5 工区）	古市町 地内	約 210 日間	建築主体工事 一式、外構整備 工事 一式、構造 鉄筋コンク リート造 2 階建 2 戸 1 棟、建築 面積 101.38㎡、延床面積 149.97㎡	予定価格 27,950千円 最低制限価格 18,726千円	建築一式工事 の等級が「C」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午後 1時 20分
33	第 10号市営 住宅建替工 事（A - 6 工区）	古市町 地内	約 210 日間	建築主体工事 一式、外構整備 工事 一式、構造 鉄筋コンク リート造 2 階建 2 戸 1 棟、建築 面積 100.90㎡、延床面積 150.38㎡	予定価格 29,442千円 最低制限価格 19,726千円	建築一式工事 の等級が「C」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午後 1時 40分
34	第 11号市営 住宅建替工 事（B 工区 ）	杏町地 内	約 210 日間	建築主体工事 一式、外構整備 工事 一式、構造 鉄筋コンク リート造 2 階建 2 戸 1 棟、建築 面積 102.22㎡、延床面積 149.65㎡	予定価格 31,511千円 最低制限価格 21,112千円	建築一式工事 の等級が「C」 のすべての業 者	平成 17年 1月 26日 午後 2時 00分
	田原小学校 小中一貫教	横田町 199番	約 60日 間	門扉設置工事（4 箇所）、鉄骨 屋外階段改修工事、屋外連絡通	予定価格 6,660千円	建築一式工事 の等級及び区	平成 17年 1月 26日

35	育校門扉設置その他工事	地の1		路改修工事、ドアホン設置工事	最低制限価格 4,462千円	分が「E-1」 のすべての業者	午後2時 30分
36	南部公民館 精華分館便 所増築その他工事	高樋町 640番 地の1	約60日 間	建築主体工事 一式 便所増築 工事 A = 9.98㎡ 外構工事、 電気設備工事 一式、機械設備 工事 一式	予定価格 7,500千円 最低制限価格 5,025千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「E-2」 のすべての業者	平成17年 1月26日 午後3時 20分
37	興東中学校 廊下床改修 工事	大柳生 町4736 番地	約30日 間	廊下床改修工事 一式	予定価格 3,450千円 最低制限価格 2,311千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「E-1」 のすべての業者	平成17年 1月26日 午後2時 50分
38	大安寺西幼 稚園プール 改修工事	大安寺 西一丁 目348 番地	約60日 間	プール槽防水改修工事 一式、 プールサイド改修工事 一式、 フェンス設置工事 一式、給排 水改修工事 一式	予定価格 3,330千円 最低制限価格 2,231千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「E-2」 のすべての業者	平成17年 1月26日 午後3時 40分
39	道路大規模 改修工事（ 大宮町六丁 目地内中部 第57号線）	大宮町 六丁目 地内	約30日 間	工事延長 L = 220.0m、W = 10.0~ 4.9m、取壊工 一式、舗 装工 一式、付帯工 一式	予定価格 4,849千円 最低制限価格 3,248千円	経審における 舗装の点数が 「740点以上」 で、区分が「 2」のすべての 業者	平成17年 1月27日 午前9時 00分
40	舗装道補修 工事（西大 寺北町三丁 目~四丁目 地内中部第 96号線）	西大寺 北町三 丁目~ 四丁目 地内	約30日 間	工事延長 L = 215.0m、幅員 W = 6.5m、取壊工 一式、 舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 6,249千円 最低制限価格 4,186千円	経審における 舗装の点数が 「740点以上」 で、区分が「 1」のすべての 業者	平成17年 1月27日 午前9時 50分
41	舗装道補修 工事及び管 渠改良工事 （上三条町 ~橋本町地 内三条線）	上三条 町~橋 本町地 内	約60日 間	（舗装道補修工事）工事延長 L = 69.25m、車道幅員 W = 2.5~ 3.7m、歩道幅員 W = 1.8 ~ 4.0m、舗装版取壊し工 一 式、土工 一式、舗装工 一式、 復旧工 一式、区画線工 一式 （管渠改良工事）工事延長 L = 10.0m、U型側溝布設工 L = 10.0m、300mm管布設工 L = 7.34m、1号人孔設置工 1箇所、舗装工 一式、付帯 工 一式	予定価格 5,984千円 最低制限価格 4,009千円	経審における 舗装の点数が 「740点以上」 で、区分が「 2」のすべての 業者	平成17年 1月27日 午前9時 20分
	舗装道大規 模改修工事	南永井 町地内	約30日 間	工事延長 L = 236.0m、W = 3.8m、土工 一式、舗装工	予定価格 3,169千円	経審における 舗装の点数が	平成17年 1月27日

42	(南永井町 地内南部第 218号線他 1 路線)			一式、付帯工 一式	最低制限価格 2,123千円	「660点～739 点」で、区分 が「3」のす べての業者	午前 10時 20分
43	舗装道補修 工事(六条 西三丁目～ 五丁目地内 六条石木線)	六条西 三丁目 ～五丁 目地内	約 30日 間	工事延長 L = 187.2m、幅員 W = 4.9～ 6.2m、取壊工 一 式、舗装工 一式、付帯工 一 式	予定価格 3,807千円 最低制限価格 2,550千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「4」のす べての業者	平成 17年 1月 27日 午前 11時 10分
44	舗装道補修 工事(三条 川西町地内 中部第 675号 線)	三条川 西町地 内	約 40日 間	工事概要 A = 1,078.8㎡、土工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 4,480千円 最低制限価格 3,007千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 17年 1月 27日 午後 1時 00分
45	舗装道補修 工事(学園 大和町二丁 目地内西部 第 367号線)	学園大 和町二 丁目地 内	約 50日 間	工事延長 L = 127.0m、撤去 工 一式、付帯工 一式、舗装 工 一式、区画線工 一式	予定価格 2,077千円 最低制限価格 1,387千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「6」のす べての業者	平成 17年 1月 27日 午後 1時 50分
46	舗装道補修 工事(富雄 泉ヶ丘地内 西部第 748号 線)	富雄泉 ヶ丘地 内	約 30日 間	工事延長 L = 175.0m、撤去 工 一式、付帯工 一式、舗装 工 一式	予定価格 2,984千円 最低制限価格 1,999千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「3」のす べての業者	平成 17年 1月 27日 午前 10時 40分
47	舗装道補修 工事(恋の 窪二丁目地 内中部第 9 号線)	恋の窪 二丁目 地内	約 30日 間	工事延長 L = 64.1m、道路幅 員 W = 10.5～ 5.9m、舗装工 一式、防護工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,008千円 最低制限価格 1,345千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「4」のす べての業者	平成 17年 1月 27日 午前 11時 30分
48	舗装道補修 工事(帝塚 山五丁目地 内西部第 799 号線)	帝塚山 五丁目 地内	約 30日 間	工事延長 L = 155.0m、舗装 工 一式、区画線工 一式、撤 去工 一式	予定価格 2,537千円 最低制限価格 1,695千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 17年 1月 27日 午後 1時 20分
49	道路改良工 事(北之庄 町地内行政 財産道路)	北之庄 町地内	約 30日 間	工事延長 L = 133.0m、W = 3.1～ 6.0m、舗装工 一式	予定価格 2,097千円 最低制限価格 1,400千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分	平成 17年 1月 27日 午後 2時 10分

						が「6」のすべての業者	
50	学園大和第四号街区公園他園名板設置委託	学園大和四丁目地内他	約 60日間	管理施設工 一式	予定価格 1,424千円	経審における塗装の点数があるすべての業者	平成 17年 1月 27日 午後 2 時 40分

(平成 17年 1月 17日 掲示済)

奈良市告示第 29号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 1月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	生駒市東生駒一丁目 32番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市三松一丁目 802番地の 2 の一部
道路の幅員	4.00メートル
道路の延長	31.47メートル
指定年月日	平成 17年 1月 17日
指定番号	第 16016号

(平成 17年 1月 17日 掲示済)

奈良市告示第 30号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 1月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
竹原幸二	奈良市中山町 1702- 1 ルミエール 平城 B - 10 3 号	西大寺鍼灸整骨院	奈良市西大寺新町一丁目 1 - 1 河辺ビル 103 号	平成 16年 12月 28日

(平成 17年 1月 18日 掲示済)

奈良市告示第 31号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 17年 1月 18日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 1月 18日 掲示済)

奈良市告示第 32号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 284条第 2 項の規定により、住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金に係る債権管理に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、平成 17年 1月 1日付けで奈良県知事の許可を得て、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を設立しましたので、告示します。

平成 17年 1月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管

理組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町村）

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町村（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、組合市町村が設けた条例に基づき貸付けを行った住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金（以下「住宅新築資金等」という。）について、公正で適正かつ効率的に償還を進めるため、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) 住宅新築資金等に係る債権（以下「債権」という。）を組合に移管した組合市町村の債権に係る事務で次に掲げるもの

ア 納入通知書等の送付、債権の徴収等基本的回収事務

イ 督促状の送付、滞納債務者への償還指導、債務引受承認や代位弁済の指導等滞納債権の償還推進関連事務

ウ 抵当権の実行、仮差押えの実施、債務名義取得に関する諸手続等法的措置等の執行事務

(2) 債権を組合に移管しない組合市町村の債権に係る事務で次に掲げるもの

ア 前号アに掲げる事務

イ 前号イに掲げる事務

ウ 前号ウに掲げる事務に関する書類作成等の事務

(3) 住宅新築資金等に係る債務（以下「債務」という。）を組合に移管した組合市町村の債務に係る地方債償還事務

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、橿原市八木町 1 丁目 7 番 36号 橿原市役所北館内に置く。

第 2 章 組合の議会

（議会の組織及び議員の選出方法）

第 5 条 組合の議会（以下「組合会」という。）の議員（以下「議員」という。）は、互選により選出する。

2 議員の定数は 9 人とし、別表第 2 に掲げる選出区ごとにそれぞれ同表に定める員数を当該区域内の組合市町村の長が互選する。

（議員の任期等）

第 6 条 議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員が組合市町村の長の職を失ったときは、議員の職を失う。

3 議員に報酬は支給しないものとする。

（補欠互選）

第 7 条 議員に欠員が生じたときは、当該議員が選出された選出区の区域において速やかに互選を行うものとする。

（議員の失職）

第 8 条 議員が第 10 条第 2 項の規定により、管理者又は副管理者に選任されたときは、議員の職を失う。

（議長及び副議長）

第 9 条 議長及び副議長は、議員のうちからそれぞれ 1 人を互選する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

3 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、組合会の事務を統理し、及び組合会を代表する。

4 議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

5 議長及び副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第 3 章 執行機関

（管理者及び副管理者）

第 10 条 組合に管理者及び副管理者それぞれ 1 人を置く。

2 管理者及び副管理者は、組合会において、組合市町村の長のうちから互選する。

3 管理者及び副管理者が組合市町村の長の職を失ったときは、その職を失う。

4 管理者及び副管理者の任期は 2 年とする。

5 管理者に事故があるとき又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ指定する吏員がその職務を代理する。

7 管理者及び副管理者に給料は支給しないものとする。

（収入役）

第 11 条 組合に収入役 1 人を置く。

2 収入役は、組合の事務所を置く市町村の収入役の職にある者をもって充てる。

3 収入役の任期は 2 年とする。

4 収入役に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した吏員がその職務を代理する。

5 収入役に給料は支給しないものとする。

（監査委員）

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、議員並びに識見を有する者のうちから、それぞれ 1 人を管理者が組合会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては 4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができる。

4 識見を有する者のうちから選任された監査委員は、非常勤とする。

5 議員のうちから選任された監査委員に報酬は支給しないものとする。

（職員）

第 13 条 組合に吏員その他の職員を置き、管理者が任免する。

2 前項に規定する吏員その他の職員の定数は、組合の条例で定める。

第 4 章 組合の経費

（経費）

第 14 条 組合の経費は、組合市町村が貸付けを行った住宅新築資金等の借受人（以下「借受人」という。）からの償還金、組合市町村の事務費負担金及び事業費負担金、特定助成事業及び償還推進助成事業に係る補助金並びにその他の収入をもって充てるものとする。

（負担金）

第 15 条 前条の事務費負担金は、組合の運営経費について、組合市町村ごとに償権の額（償還済みの額を除く。）を基礎として算出する数の割合に応じて組合が算定した額とし、会計年度ごとに当該組合市町村が負担するものとする。

2 前条の事業費負担金は、組合が地方債償還事務を共同処理する組合市町村ごとに、借受人からの償還見込額（前年度当初における借受人からの償還状況等を勘案して組合が算定した額）、特定助成事業に係る補助金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものを除く。）及びその他の収入と、組合が償還すべき地方債の償還額を比較して、後者が大きい場合にその差額とし、会計年度ごとに当該組合市町村が負担するものとする。

（会計）

第 16 条 組合の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 一般会計においては、事務費負担金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものに限る。）及びその他の収入をもってその歳入とし、組合の運営経費をもってその歳出とする。

3 特別会計は、組合市町村ごとに区別して設置し、それぞれの組合市町村ごとの特別会計においては、おのおの当該組合市町村に係る借受人からの償還金、事業費負担金、特定助成事業に係る補助金、償還推進助成事業に係る補助金（事務的経費に関するものを除く。）及びその他の収入をもってその歳入とし、組合に債務を移管したおのおの当該組合市町村に係る地方債の償還金又は組合に債務を移管しないおのおの当該組合市町村への返戻金をもってその歳出とする。

（資産の管理）

第 17 条 組合の資産は管理者が管理し、現金は郵便貯金又は金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

（会計年度）

第 18 条 組合の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（予算及び決算）

第 19 条 組合の予算は、組合会の議決を経て定め、決算は、監査委員の監査を経て組合会の認定に付するものとする。

2 各年度において剰余金が生じたときは、組合会の議決を経て翌年度に繰り越し、又は積立金として積み立てるものとする。

第 5 章 雑 則

（組合市町村の協力）

第 20 条 組合市町村は、第 3 条に規定する事務の円滑な実施が図られるよう最大限協力するものとする。

（清算手続）

第 2 条 組合を解散する場合において、債権、債務があるときは、当該住宅新築資金等の貸付けを行った組合市町村に当該組合市町村に係る債権、債務を移管するものとし、残余財産があるときに限り、組合市町村が協議してこれを処分する。

（その他）

第 2 条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合会の議決を経て、管理者が定める。

附 則

1 この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

2 組合設立当初の会計年度は、第 18 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1

組合を組織する市町村

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、山添村、三郷町、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村、曾爾村、御杖村、高取町、王寺町、河合町、吉野町

別表第 2

組合会議員を選出すべき区域及び議員の数

選出区 の名称	区 域	選出す べき議員の 数
市	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市	3
町	三郷町、川西町、三宅町、田原本町、大宇陀町、菟田野町、榛原町、高取町、王寺町、河合町、吉野町	5
村	山添村、室生村、曾爾村、御杖村	1

（平成 17 年 1 月 18 日 掲 示 済）

奈良県告示第 33 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 1 月 19 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 1 月 19 日

3 移動対象区域

JF 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 1月 19日 掲 示 済)

奈良市告示第 34号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 5年奈良市規則第 1号)第 1条の規定により、次のとおり公示します。

平成 17年 1月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 取消し年月日

平成 17年 1月 20日

2 指定工事店

指定番号 第 104号

店舗の所在地 奈良市大慈仙町 485番地

会社名 三水管工

代表者 南田 収

(平成 17年 1月 20日 掲 示 済)

奈良市告示第 35号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和 5年奈良市規則第 1号)第 1条の規定により、次のとおり公示します。

平成 17年 1月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 指定年月日

平成 17年 1月 20日

2 指定工事店

指定番号 第 104号

店舗の所在地 奈良市大慈仙町 64番地

会社名 有限会社 サンスイ

代表者 代表取締役 南田 収

(平成 17年 1月 20日 掲 示 済)

奈良市告示第 36号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 1月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 1月 20日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 1月 20日 掲 示 済)

奈良市告示第 37号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 1月 20日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 11月 4日 奈良市指令都整開第 04A- 33号

平成 16年 12月 7日 奈良市指令都整開第 04A- 33- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 1月 20日 第 908号

(2) 公共施設 平成 17年 1月 20日 第 387号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園三丁目 432番地の 41の一部、432番地の 46、432番地の 48、432番地の 53及び 435番地の 4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町 552番地

三興建設株式会社

代表取締役 川端 知子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市百楽園三丁目 432番地の 41、432番地の 46及び 435番地の 4の各一部

(2) 下水道

奈良市百楽園三丁目 432番地の 46及び 435番地の 4の各一部

(平成 17年 1月 20日 掲 示 済)

奈良市告示第 38号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 1月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 1月 21日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 1月 21日 掲 示 済)

奈良市告示第 39号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 1月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 1 月 24 日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17 年 1 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 40 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 1 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人岡谷会 八軒町診療所	奈良市西木辻町 110 - 4	平成 16 年 12 月 31 日
医療法人竹村内 科医院	奈良市椿井町 33	平成 17 年 1 月 6 日

(平成 17 年 1 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 41 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 1 月 24 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人岡谷会 さくら診療所	奈良市南京終町一丁目 18 3 - 25	平成 17 年 1 月 1 日
医療法人竹村内 科医院	奈良市小川町 1 番地	平成 17 年 1 月 7 日
江川内科・消化 器科医院	奈良市杉ケ町 11 - 2 杉ケ 中町ビル 1 階	平成 17 年 1 月 19 日

(平成 17 年 1 月 24 日 揭示済)

奈良市告示第 42 号

大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要綱を次のように定める。
平成 17 年 1 月 25 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大和都市計画区域外の区域内におけ

る開発事業の適正な施行を確保するため、必要な基準等を定めることにより、開発区域及びその周辺の地域における自然環境を保護するとともに災害を防止し、もって市民の快適かつ安全な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 次条に掲げる行為をいう。
- (2) 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。
- (3) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (4) 開発者 開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- (5) 施工者 工事の請負人（下請人を含む。以下同じ。）又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- (6) 公共施設 都市計画法第 4 条第 14 項に規定する公共施設をいう。
- (7) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (8) 建築 建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。

(適用の範囲)

第 3 条 この要綱は、都市計画法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域外の区域内において行われる開発行為であって、当該開発行為に係る土地の面積が 0.1 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のものに適用する。

2 第 5 条第 1 項及び第 6 項の規定は、前項の開発行為のほか、建築物の建築であって、次のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の建築物
- (2) 地上階数が 3 以上の共同住宅で住宅戸数が 10 戸以上のもの
- (3) 建築基準法第 2 条第 2 号に規定する特殊建築物のうち、工場、倉庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(適用の除外)

第 4 条 この要綱は、次に掲げる開発事業については、適用しない。

- (1) 国及び地方公共団体が行う開発事業
- (2) 都市計画法第 29 条第 2 項第 1 号に掲げる開発行為に該当する開発事業
- (3) 自己の居住の用に供する住宅を目的とする開発事業
- (4) 都市計画区域と都市計画区域外の地域にまたがる開発事業

(周辺住民との協議等)

第 5 条 開発者は、開発区域の周辺住民に対し、開発事業の計画及び内容を説明会等により周知し、理解を得るよう努めなければならない。第 13 条第 2 項の規定に基づく

開発事業を承継した者についても、同様とする。

2 開発者は、開発区域又は開発事業に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について、当該開発事業の施行又は当該開発事業に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者のすべての同意を得なければならない。

3 開発者は、開発区域又は開発事業に関する工事をしようとする土地及びそれらと隣接する土地の境界については、書面で明らかにしなければならない。

4 開発者は、開発区域内からの農業用排水施設への排水水について、当該排水施設の機能及び維持管理に影響を及ぼすおそれがある場合は、関係機関と協議し、調整を図らなければならない。

5 開発者は、開発区域内から農業用排水施設へ排水する場合は、当該排水施設について慣行的な管理権限を有している水利組合長、区長、農家組合長、漁業組合長等と協議しなければならない。

6 開発者は、第 1 項の規定による周辺住民に対する説明会等の内容及び結果について、市長に報告し、確認を受けなければならない。

(開発者の責務)

第 6 条 開発者は、開発事業の施行に当たっては、災害の防止のため万全の措置を講ずるとともに、より快適かつ安全な生活環境の整備を図るため、市が定める土地利用に関する計画その他の施策と調和させるよう努めなければならない。

(設計の基準)

第 7 条 開発者は、開発行為に係る工事の設計 (以下「設計」という。) を定めるに当たっては、別に定める開発指導基準 (以下「基準」という。) に適合するようしなければならない。

(設計の確認)

第 8 条 開発者は、工事を施行し、又は施行させようとするときは、当該工事に着手する前に設計が基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。当該確認を受けた設計の変更 (基準で定める軽微な変更を除く。) を行おうとするとき、又は都市計画法第 29 条第 2 項の規定による許可を受けた開発行為の開発区域の面積を 1 ヘクタール未満に変更しようとするときについても、同様とする。

(確認の申請)

第 9 条 前条の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、基準で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開発区域 (開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区) の位置、区域及び面積
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 開発区域内の敷地 (建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。以下同じ。) の区画数及び建築される建築物の種類

(5) 請負契約によって工事を施行しようとする場合は、その工事の請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(6) その他市長が必要認める事項
(確認の通知等)

第 10 条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、設計が基準に適合すると確認したときはその旨を、適合しないと認めるときはその適合しない事項を明らかにしてその旨を、文書をもって当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 前項の規定により設計が基準に適合する旨の通知を受けた開発者は、工事に着手した日から第 14 条第 3 項に規定する証明書の交付を受けた日までの間、開発区域内の見やすい場所に、開発者の氏名又は名称、当該設計が基準に適合すると確認があった旨その他基準で定める事項を表示しておかななければならない。

(公共施設の引継ぎ)

第 11 条 開発者は、開発事業により新たに整備される公共施設については、事前に当該公共施設の管理者と協議し、しゅん工後は速やかに市に引き継がなければならない。ただし、協議において、別段の定めをしたものについては、この限りでない。

(防災等の措置)

第 12 条 開発者及び施工者は、工事の施行の間は、当該工事の施行により、開発区域の周辺の地域における交通に支障を及ぼし、排水路その他の排水施設、水路及び河川の排水若しくは利水に支障を及ぼし、又はその周辺の地域に土砂くずれ、出水等の被害を及ぼすことのないように適切な措置を講じなければならない。

2 開発者及び施工者は、開発事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該開発事業の廃止又は中止後において既に施行された工事によって生ずると予想される災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(届出)

第 13 条 開発者は、次に掲げる場合においては、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (2) 施工者を変更したとき。
- (3) 工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (4) 工事を 2 月以上中止し、又はその工事を再開しようとするとき。
- (5) 開発事業を廃止しようとするとき。

2 第 8 条の規定による確認に係る開発事業を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の検査)

第 14 条 開発者は、開発区域 (開発区域を工区に分けたときは、工区) の全部について工事を完了した場合においては、工事の検査を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による検査の申請があった場合は、その工事が第 8 条の規定により確認を受けた設計 (変更の確認を受けた場合は、当該変更に係る部分については、

当該変更後の設計)に適合しているかどうかについて検査するものとする。

3 市長は、前項の検査の結果、工事が設計に適合していると認めた場合においては、当該工事が当該設計に適合していることを示す証明書をその工事の開発者に交付するものとする。

(建築制限)

第 15条 第 8 条の規定による確認を受けた設計に係る開発区域内の土地においては、前条第 2 項の規定に基づく検査に工事が適合していると認めた場合でなければ建築物を建築してはならない。ただし、当該開発事業に係る工事用の仮設建築物を建築するときその他市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(報告)

第 16条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、開発者、施工者その他の関係者に対し、工事の施行状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(補則)

第 17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17年 4月 1日から施行し、同日以後に工事に着手される開発事業について適用する。

(奈良市開発指導要綱の一部改正)

2 奈良市開発指導要綱(昭和 62年奈良市告示第 229号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「500平方メートル以上」を「都市計画法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域内にあつては 500平方メートル以上、その他の区域にあつては 1ヘクタール以上」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「中高層建築物」を「都市計画法第 5 条第 1 項の規定により指定された都市計画区域内における中高層建築物」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 開発区域又は建築物の敷地が都市計画区域内と都市計画区域外の区域にわたる場合における前 2 項の規定の適用については、当該開発区域又は建築物の敷地全体を都市計画区域内にあるものとみなす。

(平成 17年 1月 25日 揭示済)

奈良市告示第 43号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 1 項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 1月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更があった事項及びその内容

代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

変 更 前	変 更 後
平 岡 丈 夫 奈良市横井三丁目 185 番地	猪 岡 正 一 奈良市横井三丁目 123 番地

2 変更の年月日

平成 17年 1月 1日

(平成 17年 1月 25日 揭示済)

奈良市告示第 44号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10 条の規定により公告します。

平成 17年 1月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	生駒市東生駒一丁目 32 番地
申請者氏名	大陽興産株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市三松一丁目 802 番地の 8 及び 810 番地の 1 の各一部
道路の幅員	4.00メートルから 4.55メートル
道路の延長	17.07メートル
指定年月日	平成 17年 1月 26日
指 定 番 号	第 16017号

(平成 17年 1月 26日 揭示済)

奈良市告示第 45号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21 号)第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 1月 26日 揭示済)

奈良市告示第 46号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 26日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 17年 1月 26日

3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成 17年 1月 26日 揭示済)

奈良市告示第 47号
建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。
平成 17年 1月 27日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目 4 - 15
申請者氏名	株式会社 ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市二名三丁目 1089番地及び 4670番地の 1 の各一部
道路の幅員	6.00メートル
道路の延長	38.16メートル
指定年月日	平成 17年 1月 27日
指 定 番 号	第 16015号

(平成 17年 1月 27日 揭示済)

奈良市告示第 48号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 17年 1月 27日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 17年 1月 27日

3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成 17年 1月 27日 揭示済)

奈良市告示第 49号
奈良市営住宅空家入居者を次のとおり募集します。
平成 17年 1月 31日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略
(平成 17年 1月 31日 揭示済)

奈良市告示第 50号
奈良市コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。
平成 17年 1月 31日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略
(平成 17年 1月 31日 揭示済)

奈良市告示第 51号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 17年 1月 31日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 17年 1月 31日

3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成 17年 1月 31日 揭示済)

奈良市告示第 52号
都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成 17年 1月 31日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号
平成 16年 10月 27日 奈良市指令都整開第 04A - 29号
平成 16年 12月 22日 奈良市指令都整開第 04A - 29- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17年 1月 31日 第 909号
(2) 公共施設 平成 17年 1月 31日 第 388号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市三松一丁目 735番地の 1 の一部、73番地及び 741番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区曽根崎二丁目 12番 1号

エス・バイ・エル株式会社
代表取締役社長 渡瀬 淳一

5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路

奈良市三松一丁目 73番地の 1 及び 74番地の 1 の各一部
 (2) 下水道
 奈良市三松一丁目 73番地の 1 及び 74番地の 1 の各一部

(平成 17年 1月 31日 掲示済)

奈良市告示第 53号

平成 17年 4月 1 日 添上郡月ヶ瀬村が奈良市に編入されることに伴い、地方自治法(昭和 22年法律第 6号)第 260条第 1 項の規定により、同日から、その区域における町(字)の名称を、別表に示すとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図 1(変更前)及び別図 2(変更後)のとおりです。

平成 17年 1月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

別表

新町名	現字名	新町となる区域
月ヶ瀬石打	大字石打	大字石打の全区域
月ヶ瀬尾山	大字尾山	大字尾山の全区域
月ヶ瀬長引	大字長引	大字長引の全区域
月ヶ瀬嵩	大字嵩	大字嵩の全区域
月ヶ瀬月瀬	大字月瀬	大字月瀬の全区域
月ヶ瀬桃香野	大字桃香野	大字桃香野の全区域

別図 1 及び別図 2 省略

(平成 17年 1月 31日 掲示済)

奈良市告示第 54号

平成 17年 4月 1 日 山辺郡都祁村が奈良市に編入されることに伴い、地方自治法(昭和 22年法律第 6号)第 260条第 1 項の規定により、同日から、その区域における町(字)の区域及び名称を、別表に示すとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図 1(変更前)及び別図 2(変更後)のとおりです。

平成 17年 1月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

別表

新町名	現字名	新町となる区域
都祁南之庄町	大字南之庄	大字南之庄の全区域
都祁甲岡町	大字甲岡	大字甲岡の全区域

来迎寺町	大字来迎寺	大字来迎寺の全区域
都祁友田町	大字友田	大字友田の全区域
蘭生町	大字蘭生	大字蘭生の全区域
都祁小山戸町	大字小山戸	大字小山戸の全区域
都祁相河町	大字相河	大字相河の全区域
都祁吐山町	大字吐山(一部)	大字吐山のうち、都祁こぶしが丘に変更になる区域を除いた区域
都祁こぶしが丘	大字吐山(一部)	大字吐山字こぶしが丘 3535の 1 から 3535の 183まで、3535の 187 から 3535の 194まで、大字吐山 3537の 3、3540の 4、3540の 5、3575の 1、大字吐山字こぶしが丘 3591の 1、3591の 2、3784の 19、大字吐山 3785の 2、3785の 3、3787の 2、3788の 5、3788の 6、大字吐山字こぶしが丘 3906の 1 から 3906の 4まで、3906の 43から 3906の 75まで、3906の 77、3906の 78、大字吐山 3912の 2 から 3912の 4まで、3914の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地、公有地の全部
都祁白石町	大字白石	大字白石の全区域
針町	大字針	大字針の全区域
針ヶ別所町	大字針ヶ別所	大字針ヶ別所の全区域
小倉町	大字小倉	大字小倉の全区域
上深川町	大字上深川	大字上深川の全区域
下深川町	大字下深川	大字下深川の全区域
荻町	大字荻	大字荻の全区域
都祁馬場町	大字馬場	大字馬場の全区域

別図 1 及び別図 2 省略

監 査

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 17年 1月 31日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 土 田 敏 朗
同 吉 田 文 彦

地域振興課

監査結果公表日 平成 16年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 13号)

措置結果通知日 平成 17年 1月 4日

【監査の結果】	【措置の内容】
辰市地域ふれあい会館の開館に伴う消耗品の購入において、同日に同一業者から 3万円未満で分割発注されているのが見受けられたが、一括購入されたい。	今後、同一業者で 3万円超え 20万円以下の場合、管財課で直接購入承認願いをとり、また 20万円超えの場合は見積り合わせを行い、一括購入します。

国民年金室

監査結果公表日 平成 16年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 13号)

措置結果通知日 平成 16年 12月 28日

【監査の結果】	【措置の内容】
国民年金事務取扱費委託金(国庫支出金)の調定について、平成 16年 6月 30日付けで平成 16年度の概算交付決定額の通知があったにもかかわらず、7月 15日、8月 5日の収入済額しか調定されていなかった。概算ではあるが交付決定通知があった時は、その決定額を調定されたい。	従前の調定方法を踏襲してきましたが、ご指摘により平成 17年度から概算交付決定の通知があった時にその決定額を一括調定します。

一条高等学校

監査結果公表日 平成 16年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 13号)

措置結果通知日 平成 17年 1月 11日

【監査の結果】	【措置の内容】
施設修繕において、保管必要書類である修繕箇所の写真の貼付のないものが一部見受けられたので注意されたい。	今後、施設修繕において修繕箇所の修繕前と修繕後の写真を一条高校事務所で保管します。

体育課

監査結果公表日 平成 16年 12月 27日 (奈良市監査委員告示第 13号)

示第 13号)

措置結果通知日 平成 17年 1月 11日

【監査の結果】	【措置の内容】
体育施設管理費使用料等の調定事務手続きにおいて、徴収委託している(財)奈良市スポーツ振興事業団等から調定額が報告されているにもかかわらず、財務会計システムへの入力となされていなかった。調定額が報告されれば、速やかに入力されたい。	(財)奈良市スポーツ振興事業団等から報告のあった調定額につきましては、平成 16年 10月 15日付けで財務会計システムに入力いたしました。今後は調定額の報告後、速やかに財務会計システムへの入力を行います。

(平成 17年 1月 31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 2 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 1月 17日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内学園大和町二丁目地内他 4 件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24 年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 16条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(

- 正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 場所
水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4 階大会議室 (北側)
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 1 月 21 日まで (奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成 17 年 1 月 30 日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 26 番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格 (消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	舗装工事	1 - 4 - 5 の 2	口径 50 耗配水支管改良工事に伴う路面復旧工事	市内学園大和町二丁目地内	契約日から 30 日間	舗装面積 277m ²	予定価格 1,281,000円 最低制限価格 858,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が舗装工事で、かつ総合評定値通知書の舗装の総合評定値が 650 点未満の業者	平成 17 年 1 月 31 日 午前 9 時 30 分
2	舗装工事	1 - 4 - 203 の 2	口径 50 耗配水支管改良工事に伴う路面復旧工事	市内柳生町地内他 1 箇所	契約日から平成 17 年 3 月 28 日まで	舗装面積 1,409m ²	予定価格 4,872,000円 最低制限価格 3,264,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が舗装工事で、かつ総合評定値通知書の舗装の総合評定値が 750 点以	平成 17 年 1 月 31 日 午前 10 時 30 分

								上の業者	
3	舗装工 事	1 - 4 - 204 の 2	口径 50 耗配 水支管改良 工事に伴う 路面復旧工 事	市内大野 町地内他 箇所	契約日か ら平成 17 年 3 月 25 日まで	舗装面積 285m ²	予定価格 1,508,000円 最低制限価格 1,010,000円	水道局入札参 加有資格者名 簿の登録業種 が舗装工事で、 かつ総合評定 値通知書の舗 装の総合評定 値が 650点未 満の業者	平成 17年 1 月 31日 午前 10時 00分
4	舗装工 事	3 - 1 - 4 の 2・5 の 2	口径 100 耗 配水支管改 良工事に伴 う路面復旧 工事	市内鳥見 町二丁目 ・石木町 地内	契約日か ら 30日間	舗装面積 1,941m ²	予定価格 4,900,000円 最低制限価格 3,283,000円	水道局入札参 加有資格者名 簿の登録業種 が舗装工事で、 かつ総合評定 値通知書の舗 装の総合評定 値が 750点以 上の業者	平成 17年 1 月 31日 午前 11時 00分
5	舗装工 事	3 - 1 - 6 の 2	口径 75 耗配 水支管改良 工事に伴う 路面復旧工 事	市内朱雀 六丁目地 内	契約日か ら 30日間	舗装面積 1,907m ²	予定価格 4,846,000円 最低制限価格 3,246,000円	水道局入札参 加有資格者名 簿の登録業種 が舗装工事で、 かつ総合評定 値通知書の舗 装の総合評定 値が 750点以 上の業者	平成 17年 1 月 31日 午前 11時 30分

(平成 17年 1月 1日 掲 示 済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第 1 号

全 職 員

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17年 1月 20日

奈良市消防局長 佐 賀 勝 彦

奈良市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員任用規程(昭和 5年奈良市消防長訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号ア中「身長が」を「身長は、」に改め、同号イ中「体重が」を「体重は、」に、「52キログラム」を「50キログラム」に改め、同号ウからオまでを次のように改める。

ウ 視力は、両眼とも裸眼視力が 1.0 以上であること

又は両眼とも裸眼視力が 0.1 以上で矯正視力が 1.0 以上であること。

エ 色覚は、赤色、青色及び黄色の色彩が識別できること。

オ 聴力は、左右とも正常であること。

第 3 条第 3 項第 3 号カ中「めいりよう」を「明りよう」に改め、同号キ中「体力及び健康度を有している」を「体力を有し健康である」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 1月 20日から施行する。

(平成 17年 1月 20日 掲 示 済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 2 号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28 条の規定により、平成 16年 12月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 1月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 17年 1月 19日
 - 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり
- 別冊省略

(平成 17年 1月 19日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成 17年 1月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消の取消年月日
平成 17年 1月 19日
 - 2 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり
- 別紙省略

(平成 17年 1月 19日 揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 3 号

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のよう委員会及び会長の公印を次のように定める。

奈良市
農 業 委
員 会 之 印

奈良市農
業 委 員 会
長 之 印

奈良市農
業 委 員 会
長 之 印
月ヶ瀬行政
センター用

奈良市農
業 委 員 会
長 之 印
都 祁 行 政
センター用

奈良市
農 地 部
会 長 之 印

奈良市
農 政 部
会 長 之 印

奈良市農
業 委 員 会
事 務 局 長 之 印

第 19条を第 20条とし、第 16条から第 18条までを 1条ずつ繰り下げ、第 15条の次に次の 1条を加える。

(行政センターの取扱事務)

第 16条 月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターで取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会所掌の窓口事務に関する事。
- (2) 軽易な証明の交付に関する事。

附 則

この規程は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 1月 28日 揭示済)

に定めます。

平成 17年 1月 28日

奈良市農業委員長 谷 村 秀 雄

奈良市農業委員会規程の一部を改正する規程

奈良市農業委員会規程(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 2号)の一部を次のように改正する。

第 5条第 2項第 2号を次のように改める。

(2) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

第 5条第 2項第 3号を削り、同項第 4号を同項第 3号とし、同項第 5号中「事項についてのけいもう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同号を同項第 4号とし、同項第 6号を同項第 5号とする。

第 14条の見出しを「(分掌事務)」に改め、同条中「次のとおりとする。」を「おおむね次のとおりとする。」に改め、同条庶務係の部分の第 4号を次のように改める。

(4) 法人化その他農業経営の合理化に関する事。

第 14条庶務係の部分中第 5号を削り、第 6号を第 5号とし、第 7号から第 13号までを 1号ずつ繰り上げ、同条農地係の部分の第 4号及び第 5号を次のように改める。

(4) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事。

(5) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事。

第 15条の見出しを「(事務処理並びに服務及び分限・懲戒)」に改め、同条中「事務処理及び職員」を「事務処理並びに職員」に改める。

第 2条を第 2条とし、第 2条を第 2条とする。

第 19条第 1項を次のように改める。